

【継】(仮称) 白井市男女共同参画計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

市では、全ての人が性別に縛られず、それぞれの意思と能力に応じて多様な生き方・働き方ができる社会、自分自身の自分らしさを肯定でき、かつ、他者の自分らしさを尊重できる社会の実現を目指し、平成28年度から令和7年度までの10カ年の計画として男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「白井市男女平等推進行動計画」を策定していますが、同計画が令和7年度をもって終了するため、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする、「(仮称) 白井市男女共同参画計画」(以下「次期計画」という。)を策定する。

次期計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力等防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「DV防止基本計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」に加え、令和6年4月1日から施行される、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、「困難女性支援法」という。)第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含する、男女共同参画についての一体的な計画とする。

また、計画策定に当たっては、現行計画の現状分析・評価及び課題等を整理し、多様化した市民ニーズを把握するため、市民、市内事業者及び中学2年生を対象としたアンケート調査に加え、市民を対象とした意見交換会(ワークショップ)を実施し、その結果を踏まえた次期計画策定を行う。

これらを踏まえ、次期計画策定業務委託の実施に当たっては、価格のみではなく事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に勘案して、最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者(以下「受注予定者」という。)を特定するものとする。

2 委託業務名

【継】(仮称) 白井市男女共同参画計画策定業務委託

3 委託業務場所

白井市復1123 白井市役所

4 業務内容

「【継】(仮称) 白井市男女共同参画計画策定業務委託仕様書」のとおり

5 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月19日(木)まで

6 提案上限額

7, 458千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

【内訳】

令和6年度：3, 069, 000円

令和7年度：4, 389, 000円

※各年度において上限額を超える提案は受け付けない。

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- (1) 金融機関等の保証書
- (2) 履行保証保険証券

8 支払特約

前払い金 無

出来高払い（1回）

9 参加資格

本要領の公表日から受注予定者特定までの間に次の要件を満たす者とする。

- (1) 白井市入札参加適格者名簿の大分類「調査・計画」に登録している者。
- (2) 千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県又は茨城県に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- (3) 平成26年度から本件実施要領公表日まで、地方公共団体が発注した、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画策定業務を元請けとして完了した実績を有する者。
- (4) 本業務の主担当者として、上記（3）に規定する業務において統括責任者又は主担当として実績を有する者を配置できる者。なお、本件実施要領公表日現在で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者（第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (6) 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていない者。
- (7) 白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当しない者。
- (8) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は取引停止処分を受けてから2年間を経過している者及び本要領の公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされた者。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされた者。

10 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・【継】(仮称) 白井市男女共同参画計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・【継】(仮称) 白井市男女共同参画計画策定業務委託公募型プロポーザル様式集
- ・【継】(仮称) 白井市男女共同参画計画策定業務委託仕様書

(2) 交付方法

市ホームページに掲載する。下記URLからダウンロードすること。

《URL》<https://www.city.shiroi.chiba.jp/sangyo/nyusatsu/index.html>

1.1 スケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	3月27日（水）から	
参加申込書提出期限	4月15日（月）午後5時まで	様式1及び添付資料
参加資格確認結果通知書送付予定日	4月18日（木）	
質問書受付期間	4月18日（木）から 4月22日（月）午後5時まで	様式2
回答日	4月24日（水）午後5時まで	白井市ホームページに掲載
提案書等提出期間 （第1次審査分）	4月24日（水）から 4月26日（金）午後5時まで	様式3及び添付書類
第1次審査結果通知書送付予定日	5月2日（木）	
提案書等提出期間 （第2次審査分）	5月7日（火）から 6月11日（火）午後5時まで	様式7及び添付書類
プレゼンテーション 実施予定日	6月17日（月）	
第2次審査結果通知書送付予定日	6月19日（水）	
受注予定者との協議	6月下旬	
見積書提出（予定）	7月上旬	
契約締結（予定）	7月上旬	

1.2 説明会

本業務及びプロポーザルに関する説明会は開催しない。

1.3 参加申込

(1) 提出書類

- ・参加申込書（様式1）

9（3）に定める実績1件を証する書類（業務内容を確認できる契約書の写し等）及び9（4）に定める実績を証する書類（業務実績を確認できる経歴書及び当該者の雇用期間が確認できるもの）を添付すること。

(2) 受付期間

令和6年4月15日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡して、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

1.4 参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を電話連絡及び参加資格確認結果通知書により通知する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。

※参加が認められなかったことについて異議がある者は、参加資格確認結果通知書を受理した日から7日以内（郵送の場合は必着）に異議申立書（様式9）を担当課へ提出すること。

1.5 質問及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和6年4月18日（木）から令和6年4月22日（月）午後5時までに、メールにより質問書（様式2）を担当課へ提出し、提出した旨を担当課に電話連絡すること。

質問に対する回答は、令和6年4月24日（水）午後5時までに市ホームページ内に掲載する。

なお、回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

1.6 参加辞退

参加申込書を提出してから第2次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

1.7 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

第1次審査（業務実績等による客観評価）及び第2次審査（プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価）によって行う。

第1次審査では、実施体制・実績を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を上位5者選定する。

第2次審査では、第1次審査通過者を対象に提案書によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの会場及び日時については、第1次審査通過者に別途連絡する。

なお、第2次審査には本業務の主担当者となる予定の者が必ず出席し、その者がプレゼンテーションを行うこと。また、プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付の遅かったものから順に行うものとする。

(2) 評価基準

別紙1のとおり

1.8 提案方法（第1次審査）

(1) 提出書類

- ・提案書等提出届（第1次審査分）（様式3）
- ・業務実施体制票（様式4）
- ・配置予定者調書（様式5）及び添付資料
 - ※業務実施体制票（様式4）に記載した全員について、作成すること
- ・業務実績票（様式6）及び添付資料
 - ※記載した実績を証する書類（業務内容を確認できる契約書の写し等）を添付すること。

(2) 受付期間

令和6年4月24日（水）から

令和6年4月26日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡して、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

1.9 提案方法（第2次審査）

(1) 提出書類

- ・提案書等提出届（第2次審査分）（様式7）
- ・提案書（A4任意様式） ※作成方法は別紙2のとおり
- ・見積書（様式8）
- ・見積金額内訳書（任意様式） ※年度ごとに別葉とすること

(2) 受付期間

令和6年5月7日（火）から

令和6年6月11日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出部数

提案書は正本1部、副本8部。

(4) 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡して、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

20 結果の通知

(1) 第1次審査

第1次審査通過者には、第1次審査結果通知書及び第2次審査に関する通知を送付する。その他の者には、第1次審査結果通知書のみを送付する。

※ 第1次審査の結果に異議がある者は、第1次審査結果通知書を受理した日から7日以内（郵送の場合は必着）に異議申立書（様式9）を担当課へ提出すること。

(2) 第2次審査

第2次審査結果通知書により、受注予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

※ 第2次審査の結果に異議がある者は、第2次審査結果通知書を受理した日から7日以内（郵送の場合は必着）に異議申立書（様式9）を担当課へ提出すること。

21 結果の公表

(1) 受注予定者については市ホームページ内に掲載する。

(2) 受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

22 契約の締結

(1) 市は受注予定者と業務の詳細等を協議の上、見積書を再徴取し契約を締結する。

(2) 受注予定者に事故があり見積書の再徴取が不可能となった場合又は受注予定者との協議が整わない場合は、市は次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。

(3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

2.3 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合
 - ・本要領に定める提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部または一部の記載が漏れている場合
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 市は提出された提案書類について、受注予定者の特定以外に提案者に無断で使用しないこととする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期又は中止することがある。
この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断するものとする。
- (8) 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合、受注予定者とししない。
- (9) 本件に係る予算が、議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。
なお、この場合、市は本件が契約締結されないことによる補償は行わない。
- (10) 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うに当たっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

2.4 提出及び問合せ先（担当課）

本要領で定める書類の提出及び質問等の問合せ先は、下記のとおりとする。

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市役所 市民環境経済部 市民活動支援課（東庁舎1階）

電話 047-401-4078（直通）

FAX 047-491-3551

E-mail danjo@city.shiroi.chiba.jp

別紙 1 評価基準

第 1 次審査（書類審査）

提出書類

- (1) 提案書等提出届（第 1 次審査分）（様式 3）
- (2) 業務実施体制票（様式 4）
- (3) 配置予定者調書（様式 5）及び添付資料
- (4) 業務実績票（様式 6）及び添付資料

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務実施体制	・ 主担当者及び統括責任者の業務実績	60	
業務実績	・ 事業者の業務実績	40	

第 2 次審査（プレゼンテーション）

提出書類

- (1) 提案書等提出届（第 2 次審査分）（様式 7）
- (2) 提案書（A4 任意様式）※作成方法は別紙 2 のとおり
- (3) 見積書（様式 8）
- (4) 見積金額内訳書（任意様式）※年度ごとに別葉とすること

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務に対する考え方	・ 本業務の目的を理解し、関係法令や計画を踏まえた内容の提案となっているか	20×6	
実施手順	・ 業務遂行に十分な実施体制となっているか ・ 作業工程等が具体的に設定されその工程は合理的なものか	30×6	
白井市に対する取り組み	・ アンケート調査等において、白井市の課題等を的確に捉えたうえでの効果的な調査項目を設定することが期待できるか ・ 会議支援、意見交換会（ワークショップ）、パブリックコメント支援など事務支援において、有効な手段が期待できるか	40×6	
独自提案等	・ 設計書・仕様書等に定めるもの以外に有効な提案等があるか	20×6	
プレゼンテーションについて	・ 業務に取り組む意欲、積極性が感じられ、根拠や知識の裏付けによる説得力があるか ・ コミュニケーション能力が高く、解りやすく、明確な対応ができるか	20×6	
見積額	・ 価格設定は妥当か	220	比例配分

第 1 次審査 100 点

第 2 次審査 780 点（130 点×6 名）＋220 点（見積額）

合計（満点） 1, 100 点

別紙 2 提案書作成方法

- (1) 作成に当たっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- (2) 提案書は代表者印を押印した正本 1 部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本 8 部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- (3) 提案書の様式は任意とするが、用紙は A 4 を用い、評価基準の項目順に提案を記載し、页数は表紙等を含めて 20 ページ程度とすること。
なお、実施手順の提示に当たっては図などを用い、チェック体制など本業務の推進体制をわかりやすく説明すること。
- (4) 見積書の金額は税抜きで記載し、提案上限額の範囲内であること。